

信託法第1条

1 信託法第1条

新法（信託法）は、法形式上、従来の信託法（旧法）の改正ではなく、新しい信託法として制定されました。その第1条は、「信託の要件、効力等については、他の法令に定めるもののほか、この法律に定め所による。」としています。

なお、従来の信託法（旧法）の一部が公益信託ニ関スル法律として残りましたが、こちらも2024年の大改正により新たな公益信託法が成立し、本年4月から施行されます。

2 立法趣旨

第1条は、新法（信託法）が信託に関する私法上の法律関係の通則を定めた基本法であることを明らかにしています。ただし、信託に関する私法上の法律関係であっても、部分的に他の法令に定めがある場合には、当該法令によって規律され、新法（信託法）の適用対象から除かれます。例えば、信託業法、公益信託ニ関スル法律、担保付社債信託法、投資信託及び投資法人に関する法律、などの法令があります。また、信託契約の成立に関しては、当然に民法が適用されます。

また、信託の本質（＝信託の基本構造）について、新法（信託法）は、基本的に債権説に立っています。すなわち、物権と債権を峻別する大陸法を基本とする民法体系との整合性を重視して、信託によって、受託者が信託財産の完全な所有権を取得する一方で、受益者は受託者に対し信託の目的に従った信託財産の管理・処分を行うこと

についての債権的な請求権を取得する、と考えます。

3 新法の特長

旧法と比べて新法（信託法）は、①基本的に民事信託・商事信託ともに適用され、②基本的に信託条項の定めが優先する任意規定（デフォルト・ルール）の性格を有しており、任意規定であるものは、基本的に各規定中においてその旨を明記されており、③旧法では認められていない自己信託および受益者の定めのない信託を新たに導入し、④委託者の地位ないし権利は、信託設定後は原則として縮減されるものとし、信託成立後の信託に関する権利義務関係は、専ら受託者と受益者との間で形成されるものとし、⑤分業化・専門化が進んだ現代社会の状況を踏まえて旧法の自己執行義務を改め、受託者の第三者に対する信託事務の処理の委託をより柔軟に認め、⑥受託者の受益者に対する費用償還請求権を認めていた旧法を改め、受託者は受益者と個別に合意しない限り、当該受益者に対する費用償還請求権を有しないことにしました。

4 米国法との対比

なお、米国統一信託法典（UTC）では、信託はその設定方法を問わず全て委託者の単独行為であると考えられているのに対し、新法（信託法）は、信託は原則として委託者・受託者簡の契約であるととらえています。また、米国統一信託法典（UTC）では、委託者が信託の撤回・変更権を有することを原則とし、撤回可能信託に関する詳細な規定を置いているのに対し、新法（信託法）は、自ら信託の撤回・変更権を留保しておかない限り、委託者が信託の撤回・変

更権を有しないことを原則とし、撤回可能
信託に関する詳細な規定を置いていま
せん。

今回は、第1条を素材に、信託法の全体
を俯瞰してみました。（弁護士山口正徳・
民事信託活用支援機構理事）